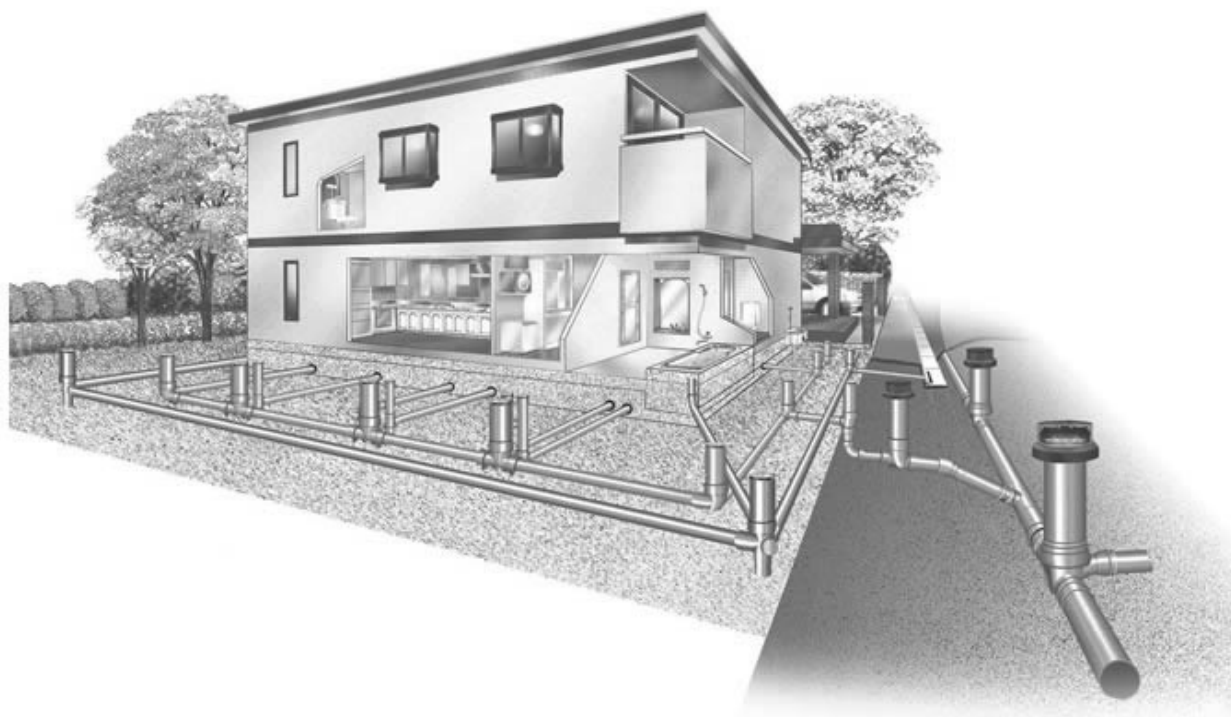


石巻市排水設備設計施工の手引き

(令和6年度版)



石巻市排水設備設計施工の手引き (令和6年度版)

石巻市建設部下水道管理課

～目 次～

1	目的	P 1
2	適用範囲	P 1
3	排水設備の基本的条件	P 1
4	使用する材料及び器具	P 1
5	屋内排水設備	P 1
6	屋外排水設備	P 2
7	排水設備平面図について	P 4
8	その他、設計・施工に関する留意点	P 5
9	排水設備等工事に係る申請の流れ	P 6
10	融資あっせん制度	P 7
11	下水道接続助成事業補助金制度	P 8
12	工場・事業場等に係る届出	P 8
○	参考資料	P 9～21

1 目的

この手引きは、石巻市下水道条例（平成17年石巻市条例第265号。以下「条例」という。）に基づく排水設備等の工事に関して必要な事項を定め、工事の設計・施工及び適正な維持管理の確保を図ることを目的とする。

2 適用範囲

排水設備の設置又は構造については、関係法令及び条例第5条に規定する技術的な基準のほか、この手引きによるものとする。ただし、これらに定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行の「下水道排水設備指針と解説」等を参考に、当該建築物の種類及び用途等により適切な設計・施工を行う。

3 排水設備の基本的条件

- (1) 排水設備は、土地や建物等からの下水を公共下水道に支障なく衛生的に排除するものでなければならない。
- (2) 排水設備は、排除すべき下水を円滑かつ速やかに流下させるとともに、耐久・耐震性を有し、維持管理が容易な構造でなければならない。

4 使用する材料及び器具

排水設備の材料等は、経済性、安全性、互換性及び耐久性等に考慮し、日本工業規格（JIS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等の規格品を用いるものとする。

規格品以外の材料等を使用せざるを得ない場合には、あらかじめ下水道管理課と協議を行い、やむを得ないと判断された後に使用すること。

5 屋内排水設備

屋内排水設備は、屋内の衛生器具等から排出される汚水を、円滑かつ速やかに屋外排水設備へ導く構造とする。

(1) 配管計画

排水管は、屋内排水設備の主要な部分であることから、円滑に機能し、施工や維持管理が容易となるように配慮するとともに、建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）等に適合する配管計画を立てるものとする。

(2) 勾配

排水横管の勾配は、表1を標準とする。

表1 排水横管の管径と勾配

管径 (mm)	勾配 (最少)
65以下	1/50
75、100	1/100
125	1/150
150、200	1/200

(SHASE-S206)

(3) トラップ、ストレーナー、掃除口

- ①排水管へ直結する器具には、原則としてトラップを設ける。
- ②浴場、流し場等の流出口には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設ける。
- ③排水管には、管内の掃除が容易にできるよう適切な位置に掃除口を設ける。

(4) ディスポーザ

生ごみを粉碎した後、排水とともに汚水管に排出するディスポーザについては、排水処理装置が付属している「ディスポーザ排水処理システム」のみ接続を認めるものとする。

なお、この際、当該設置等申請書の提出が必要となることから、事前に下水道管理課に相談をすること。

(5) 床下集合配管（排水ヘッダー）

浴室やトイレ等の排水を住宅等の床下でまとめ屋外排水設備に接続する床下集合配管を使用する際には、製品の構造等を理解するとともに、次の事項を遵守し設置する。

- ①接続する衛生器具のすべてに、器具トラップが設置されていること。
- ②流入管の内径は75mm以下で、かつ器具トラップの管径と同径以上であること。
- ③2階部分で複数の衛生器具を合流させる場合は、適切な通気を設置すること。
- ④設置にあたっては、保守点検や清掃が容易にできる空間や点検口等を確保すること。
- ⑤合流後は、速やかに屋外排水設備のますに接続すること。

(6) 阻集器

飲食店、コンビニエンス・ストアあるいは美容院等において、排水設備や公共下水道施設に支障となる汚水を排出する箇所には、表2に示している阻集器を設置する。

表2 阻集器の種類

阻集器の種類、用途	グリース阻集器	飲食店、コンビニエンス・ストア等
	ヘア阻集器	美容院・理容院等
	ランドリー阻集器	クリーニング店、コインランドリー等
	プラスタ阻集器	学校美術室、外科ギブス室、歯科医院等
	サンド阻集器	泥・砂等を排出する事業所
	オイル阻集器 (油脂分離槽)	ガソリンスタンド、自動車整備工場等

(7) 通気管

次に示す目的のため、必要に応じて排水系統に通気管を設ける。

- ①サイホン作用及びはね出し作用から排水器具トラップの封水を保護するため。
- ②排水管内の水の流れを円滑にするため。
- ③排水管内に空気を流通させ、排水系統の換気を行うため。

6 屋外排水設備

(1) 配管計画

屋外排水設備の配管計画は、屋内排水設備からの排出箇所、公共ます等の排水施設の位置、敷地の形状、利用状況及び維持管理等を考慮して定める。

(2) 污水管の管径及び勾配

污水のみを排除する排水管の管径及び勾配は、表3を標準とする。

表3 排水管の管径及び勾配

排水人口	管径	布設勾配
150人未満	100mm以上	2/100以上
150人以上300人未満	125mm以上	1.7/100以上
300人以上500人未満	150mm以上	1.5/100以上
500人以上	200mm以上	1.2/100以上

注) ひとつの建物から排除される污水の一部を排除する排水管で管路延長が3m以下の場合は最小管径を75mm(勾配3/100以上)とすることができる。

※排水人口および敷地の形状、起伏等の関係で上記表による管径、勾配を用いることができない場合は、所要の流速、流量が得られる管径、勾配を選定すること。排水管の施工上の問題、維持管理を考慮して、やむを得ない場合を除き排水管の勾配を1/100以上とすること。

(3) 管内流速

管内流速は、管内の掃流性を考慮して0.6~1.5m/秒の範囲とする。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0m/秒とすることができる。

(4) 管種

地中配管部は原則として硬質塩化ビニル管のVU管（薄肉管）を使用し、露出配管部にはVP管（厚肉管）を使用する。

(5) 土かぶり

排水管の土かぶりは原則として20cm以上とするが、荷重等を考慮したうえで必要な土かぶりを確保する。

(6) 既設管の再利用について

既設の排水管を再利用する場合は、排水管としての機能及び維持管理に支障のないことを確認したうえで利用する。

(7) ます

ますは、不透水性や耐久力等を考慮し、硬質塩化ビニル製小口径ますを使用する。

その他のますを使用する際は、日本工業規格、日本下水道協会規格、プラスチック・マスマンホール協会規格の規格品及びこれらと同等以上の性能を有する物を使用することとし、事前に下水道管理課の承認を受けること。

(8) ますの設置場所

- ①排水管の起点及び終点
- ②排水管の会合点及び屈曲点
- ③排水管の管種・管、あるいは、こう配の変化する箇所
- ④管路の延長が、その内径の120倍を超えない範囲において管路の維持管理上適切な箇所
- ⑤新設管と既設管との接続箇所で、流水や維持管理に支障をきたすおそれのある箇所
- ⑥将来、構築物等が施工される予定の箇所には、ますを設置しない。

(9) ますの立上り管の形状・大きさ

- ①立上り管は、内径15mm以上の円形とし、VU管（薄肉管）を使用する。
- ②立上り管の内径は、原則として接続する排水管の管径及び埋設深から定める。（表4参照）

表4 ます口径の選定

ますの内径	ますの深さ	排水管径
150mm	～150cmまで	100mm～150mm
200mm	151cm以上～	

注) 排水管径が上記以外の場合は、別途協議すること。

(10) ますの蓋

- ①ますの蓋は、硬質塩化ビニル製等の堅固なもので「汚水」又は「おすい」の表示のあるものを使用する。
- ②臭気漏れや進入水のない密閉構造であるとともに、ドライバー等の器具により開閉ができるものを使用する。
- ③車両通行等大きな荷重が働く場所については、荷重に応じた鋳鉄製の防護蓋等を使用する。

(11) ますの設置例

トイレからの排水の合流点には、下流側3cm段差付45度合流インバートます（45YS）を使用し、主管側への汚物等の逆流を防止する。（図-1）

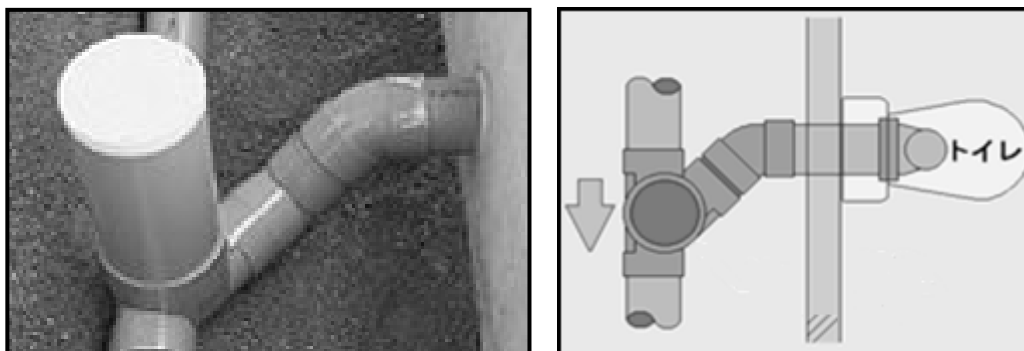


図-1 下流側3cm段差付45度合流インバートます（45YS）

(12) 特殊ますの設置について

① ドロップます

排水管路（排水管径100mmの場合）の上流・下流に31cm以上の落差を設ける必要がある箇所には、ドロップます（DR）を設置する。その際、曲管は大曲りエルボ（VULL）を使用する。

また、落差が31cm未満でドロップますを使用できない箇所については、落差調整ます（FM、VT等）を使用する。（図-2参照）

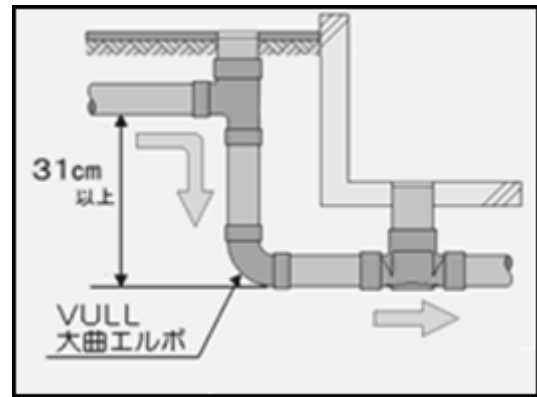


図-2 落差調整ます（DR）

② トラップます

衛生器具に設置されている器具トラップに、機能上不安が生じる場合、合流点にトラップます（UT）の設置を容認する。この場合、掃除口に通気キャップを使用することにより、二重トラップを防止する。なお、掃除口の口径は維持管理を考慮し75mm以上とする。（図-3参照）

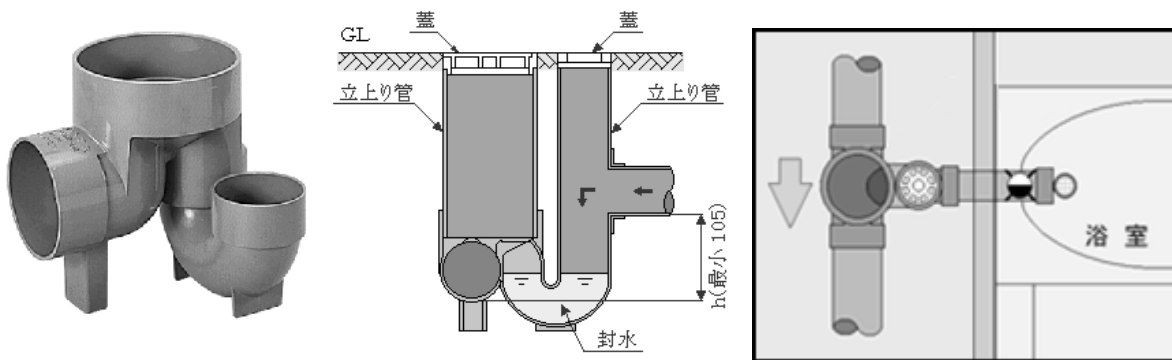


図-3 合流点にトラップます（UT）

(13) HLS、HLS E等特殊継手（ホルソー受口）の使用について

公共下水道及び漁業・農業集落排水の公共ますについては、HLSやHLS E等の排水特殊継手による接続を原則不可とする。

ただし、公共ますの深さが概ね $H=1.5\text{m}$ ($GL-1.5\text{m}$) を越えるもので、下記の事情がある場合は、事前に下水道管理課に相談し指示を仰ぐこと。

- ①湧水等、何らかの現場条件により、公共ますへの接続作業等に支障をきたす場合
- ②狭隘な場所により、掘削等の作業スペースが確保できない場合
- ③掘削により建物等への影響の可能性がある場合



7 排水設備平面図について

平面図は、排水設備等の施工内容を確認するために必要な次の事項に十分に留意し作成する。

- (1) 土地・建物の方位、形態、間取り、並びに公道・私道との位置関係等を明確に記載する。
- (2) 平面図の標準縮尺は $1/100\sim 1/200$ 程度とする。
- (3) 屋内排水設備を施工した際は、その管種、管径及び管延長も記載する。
- (4) 平面図の記載数値の単位及び端数処理は表5のとおりとする。

※詳細については、排水設備記載例（P12）及び設計図の記号例（P13）を参照

表5 平面図の記載数値

種別	単位	記入数値	記載例
管路延長	m	小数点以下2位まで	7.85
マンホール、ますの寸法	cm	整数	45
管径（呼び径）	mm	整数	150
管の勾配		小数点以下1位まで	2.0/100
掃除口の口径	cm	整数	75
ます、マンホールの深さ	cm	整数	43
ますの天端高（GL）	cm	整数	(+15)

注1 記入数値の直近下位の端数を四捨五入する。

注2 管路延長は小数点以下2位を0か5にまるめる。（二捨三入・七捨八入）

また、小数点以下2位が0の場合は0を省略することができる。

※二捨三入・七捨八入とは

端数が2以下の場合は0に、3・4・5・6・7の場合は5に、8・9の場合は10とする「まるめ方」

(5) ますの深さは、ますの下流側の管低値を記載する。なお、段差付ますやドロップます及び落差調整ます等については、ますの上流側及び下流側の管低値をそれぞれ記載する。

(6) ますの天端高（GL）は、公共ますの天端高を基点（±0）としてそれぞれを計測・記載する。

8 その他、設計・施工に関する留意点

(1) 屋外足洗い場（外流し）について

主に散水等に使用する屋外足洗い場については、雨水系統へ排水できるものとする。

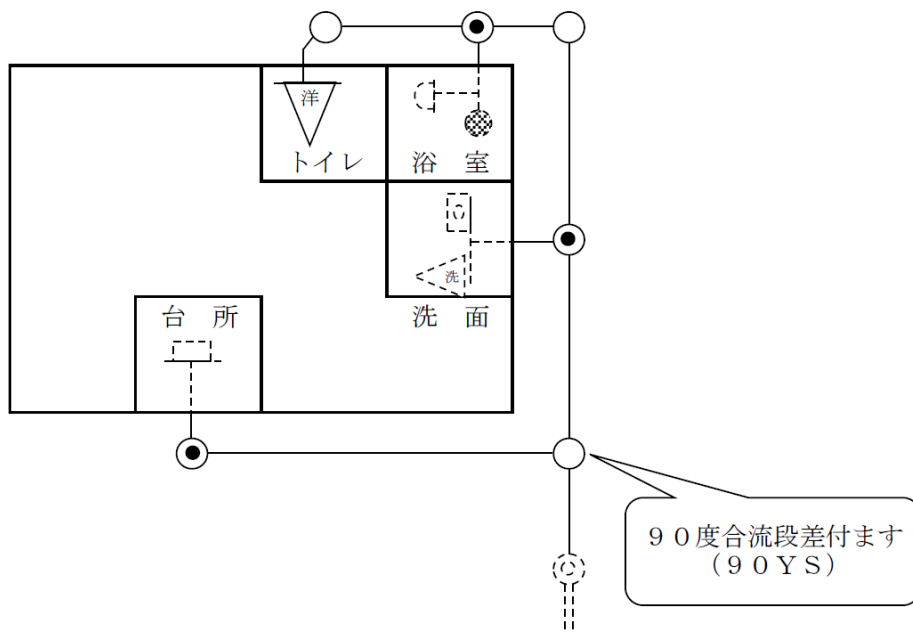
ただし、何らかの洗浄等を行うなどにより汚水を排出する場合は、汚水系統に接続すること。

(2) 家庭用エアコン等空調機器のドレン排水について

家庭用エアコン等空調機器や、電気温水器、ガス給湯器（eco ジョーズ）等から排出されるドレン排水で、公共下水道からの放流水質と同等以上と判断されるドレン排水については、雨水系統へ排水できるものとする。

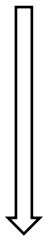
(3) 90度合流点について

2方向（90度方向）からの配管の合流点には、排水が上流に逆流しないよう90度合流段差付ます（90YS）を使用することが望ましい。



9 排水設備等工事に係る申請の流れ

(1) 工事の受諾



- ①現地調査
- ②設計・見積
- ③委託者へ設計・見積書の提示
- ④融資あっせん制度（あるいは浄化槽切替助成制度）活用の有無に係る確認
（対象：一般住宅の新設や浄化槽切替等）
- ⑤申請書等関係書類への署名・捺印

(2) 排水設備設置確認申請書の提出



- ①申請書の記載について（P 1 0 参照）
- ②工事の種別
新設：汲取りトイレの家屋を公共下水道に接続する場合
新築：新築家屋を公共下水道に接続する場合
浄化槽切換え：浄化槽の家屋を公共下水道に接続する場合
改築：既に公共下水道に接続している家屋を建替える場合
増設：既に公共下水道に接続している家屋の排水設備を増設する場合
改造：既に公共下水道に接続している家屋の排水設備を改造する場合
- ③排水設備平面図の記載（P 1 2 参照）
- ④設計内訳書の記載（P 1 4 参照）

※融資あっせん制度を活用する場合、融資あっせん申請書の提出

(3) 排水設備等設置確認通知書の発行



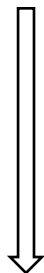
- ①申請内容等を精査・決裁後に発行する。（指定店連絡用レターケース経由）
- ②事前着工は厳禁とする。

(4) 工事着手



- ①何らかの事情により設計が変更になった場合、市と協議後、指示に基づき「排水設備等設置確認申請書記載事項変更届（P 1 5）」を提出する。

(5) 排水設備等しゅん工届及び下水道使用開始等届の提出



- ①しゅん工届等の提出は工事完了後5日以内（記載はP 1 6 参照）
- ②下水道使用開始等届（P 1 7）の開始日はしゅん工日と同日、又は申請者がしゅん工前に開栓した日
- ③平面図に係る記載事項（特にG L・勾配等）について、入念な確認必要

※浄化槽切替え工事で助成制度を活用する場合、浄化槽切替助成事業補助金申請書の提出

(6) しゅん工検査等

- ①検査日の10日～2週間程前に検査日を通知
- ②当該工事指定店は、検査の日程について申請者に事前連絡
- ③検査に向けた事前確認の実施
- ④検査当日に申請者が不在の場合は、バケツ等により水を流し通水を確認
- ⑤通水確認ができない場合は、誓約書の提出

10 融資あっせん制度

排水設備工事を行う住宅所有者（個人）に対し、市が市内金融機関に融資のあっせんをするとともに、融資に係る利子を補給する制度（事前に銀行にて融資可能かの確認が必要）

(1) 対象者

- ①処理区域内の住宅所有者、又は占有者
- ②市県民税・固定資産税及び下水道事業受益者負担金を滞納していない方
- ③連帯保証人を有する方

※新築工事に伴う排水設備工事並びに事務所等に係る排水設備工事は非該当

(2) 融資あっせんの額

- ①1戸当たり100万円の範囲内で工事費の全額
 - ②貸家、アパートについては、戸数に100万円を乗じた額、又は工事費の額のいずれか低い額
- 注) 工事費1万円未満は、端数切捨てとする。

(3) 利子

無利子（市が全額負担）

(4) 償還方法

融資額	償還回数
15万円以下	18回以内
16万円～20万円	24回以内
21万円～30万円	36回以内
31万円～70万円	48回以内
71万円～100万円以上	60回以内

(5) 必要書類

- 申請者 水洗便所等改造資金融資あっせん申請書
納税証明書（市県民税、固定資産税）、印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）
- 連帯保証人 課税状況等にかかる同意書
納税証明書（市県民税）、印鑑証明書（発行日より3ヶ月以内のもの）

(6) 連帯保証人の条件等

- ①市内在住者で市県民税（所得割）を納付している方
 - ②自宅の場合は1人、貸屋・アパートで融資額が100万円を超えるものにあつては2人
- 注) 申請書を提出する前に、当該金融機関の事前審査を受けること。

1 1 下水道接続助成事業補助金制度

既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止して公共下水道へ接続する工事を行う住宅所有者（個人）に対し、補助金を交付する制度

(1) 対象者

- ①石巻市公共下水道事業又は農業集落排水の処理区域内に住宅（住宅の延べ面積の2分の1以上に相当する部分を専ら住居として使用し、販売を目的としない住宅）を所有する方
- ②各種市税及び下水道事業受益者負担金・分担金を滞納していない方

(2) 補助対象経費

- ①既設の浄化槽又はくみ取り便所を廃止し、公共下水道に接続する排水設備を設置する工事費用（新築は対象外）

(3) 補助金の額

20万円を上限とし、対象経費が上限に満たない場合は、その経費に相当する額（1千円未満の端数は切捨て）

※令和8年度以降は、下水道供用開始から3年以内に接続の場合は上限20万円、それ以外は上限10万円になります。

(4) 申請に必要な書類

- 石巻市下水道接続助成事業補助金交付申請書（P18）
- 排水設備しゅん工届及びその添付書類の写し
- 設置工事の経費が分かる見積書及び請求書の写し
- 納税証明書
市県民税、固定資産税、軽自動車税（軽自動車をお持ちの方）、国民健康保険税（加入している方）
注）申請は、排水設備工事完了後30日以内に提出すること。

(5) 補助金交付請求に必要な書類

- 石巻市下水道接続助成事業補助金交付請求書（P19）
- 請求者と同一名義人の銀行口座の写し
注）併せて水洗便所改造資金融資あっせん制度を利用する場合、融資あっせんの対象額は工事額から下水道接続助成事業補助金を除いた額とする。

1 2 工場・事業場等に係る届出

工場・事業場等を公共下水道に接続する際、その操業内容や施設の種類により各種届出が、また、排水の水質により除害施設の設置が必要となることがあるので、工場・事業場等の工事を依頼された場合には、次の事項を把握したうえで速やかに市と協議を行うこと。

(1) 工場の事業概要

(2) 操業の流れ

(3) 設置予定施設の概要

(4) 原材料の種類・量（見込み）

(5) 使用水量・排水量（見込み）

注）排水量50m³/日以上の実業場は、直罰対象となるので要注意。

(6) 使用水の種類（上水・井戸水等）

(7) 除害施設（汚水処理施設）の有・無、概要について

(8) 建設工期

(9) その他、必要と思われる事項

注）協議の際には、必要に応じて当該施設の設備担当者を同行すること。

～参考資料～

排水設備設置確認申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

申請者 住所
氏名
(電話)

次のように、排水設備等の設置について申請します。

申請者と同じ場合は同様に、借家等設置場所、あるいは使用者が異なる場合は、当該者を記入する。

申請者の住所(住居表示)、氏名を正確に記入する。

申請者以外の承諾が必要な場合は該当者を記入する。
※申請者がすべて所有する場合は不要

排水設備工事指定店を記入する。

担当する責任技術者を記入する。

水道工事を伴う場合は、指定給水設置工事事業者を記入する。

設 置 場 所 及 び 使 用 者		住 所 ----- 氏 名
工 事 に 係 る 承 諾 (必 要 な 場 合)	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 排水設備等所有者	住 所 ----- 氏 名 ※自筆又は社判 ㊞
	<input type="checkbox"/> 建物所有者 <input type="checkbox"/> 土地所有者 <input type="checkbox"/> 排水設備等所有者	住 所 ----- 氏 名 ※自筆又は社判 ㊞
排 水 設 備 等 工 事 指 定 店	指 定 第 号 商 号 又 は 名 称	
責 任 技 術 者	指 定 年 度 第 号	
水 道 企 業 団 指 定 給 水 装 置 工 事 事 業 者	指 定 第 号 商 号 又 は 名 称	

該当する項目にチェック
 新設:汲取りトイレから水洗化する排水設備工事 (リフォーム含む)
 新築:家屋新築工事に伴う排水設備工事
 浄化槽切替え:既存浄化槽から公共下水道への切替工事
 改築:公共下水道接続済み家屋の建替え等による、新たな排水設備工事
 増設:公共下水道接続済み家屋の増築等による、新たな排水設備工事
 改造:公共下水道接続済み家屋の排水設備を部分的に変更する排水設備工事 (排水設備のルート変更等)

通常の場合、戸数は1となるが、マンション等の集合住宅の場合は総戸数を記入する。使用人員は、家族の人数や従業員数を記入する。

上水道の水洗番号を記入する。井戸水を使用し、公共下水道へ排水する場合は、ポンプ口径・基数を記入する。

工事種別	<input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 浄化槽切替え <input type="checkbox"/> 改築		
戸数及び			戸
使用人員			人
排水面積			m ²
建物面積			m ²
使用水	<input type="checkbox"/> 上水道	水栓番号	第 号
	<input type="checkbox"/> 井戸水	ポンプ径	mm、 基
融 資 あ っ せ ん 制	<input type="checkbox"/> 利用する		
	<input type="checkbox"/> 利用しない		
使用開始 年 度	<input type="checkbox"/>	年度供用開始	
	<input type="checkbox"/>	年度供用開始	()

申請地の敷地面積を記入する。

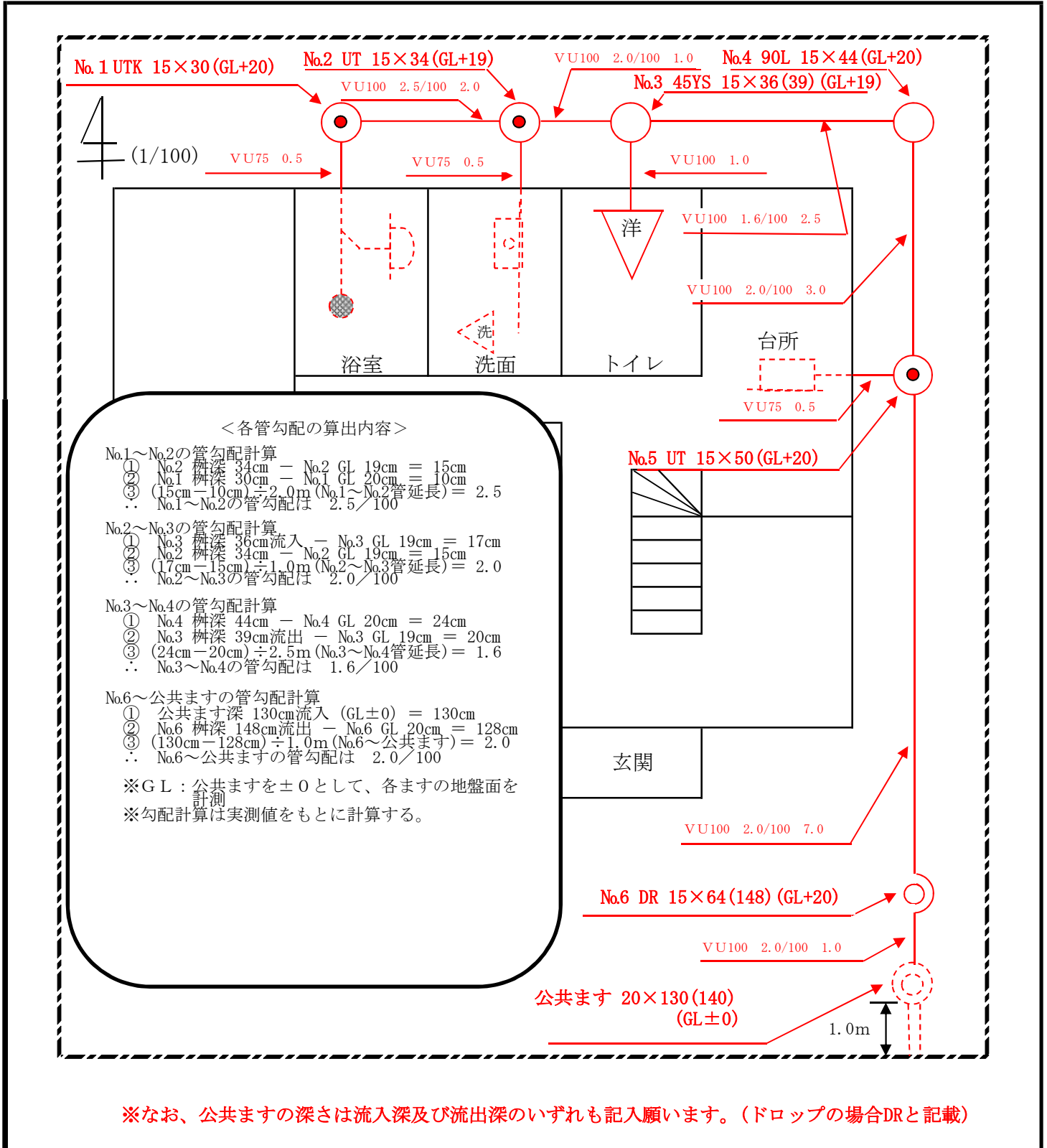
当該建物の延べ床面積を記入する。

融資の希望の有無をチェックする。なお、融資制度の利用に該当しない場合は、『利用しない』にチェックする。

供用開始年度の記入は、不要

添付書類:案内図・排水設備平面図・設計内訳書
 ※グリーストラップを設置する場合は別途、流量計算書、選定基準書、GT図面が必要

＜ 排水設備平面図 記載例 ＞



※ 排水設備平面図に記載されている勾配表記等に誤りがあった場合、その確認・訂正等に時間を要するため、排水設備確認通知書及びしゅん工検査済証の発行が遅れてしまいます。つきましては、上記の計算例を参考に、きちんと計算したうえで表記・提出願います。

設計図の記号の例

器具・設備

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
大 便 器		トラップ付	ディスポーザ (排水処理システム型)		
小 便 器		トラップ付	床下集合配管部		
浴 場			掃 除 口		
流 し 類			露出掃除口		
洗 濯 機		床排水、浴場に排水してあるものは除く	浄化槽	 	現場の形状に合わせた大きさ、形
手洗器、洗面器			床排水口		
阻 集 器			ト ラ ッ プ		

ます

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
公共汚水ます			トラップます		
汚水ます			ドロップます		
雨水ます			分離ます		

排水管等

名 称	記 号	備 考	名 称	記 号	備 考
汚水管		赤色	雨どい		
雨水管		緑色	立管		
撤去管		黒色	境界線		黒又は青
既設又は在来管		赤…汚水管	建物外壁		同上
		緑…雨水管	建物間仕切り		同上
通 気 管			側溝 (道路)		

注 既設物は破線で表示する。

設 計 内 訳 書

名 称	形式・形状	単位	数量	単価(円)	金額(円)	摘要	
衛生器具取付関係	大便器	CS60B	組	1.0			
	ロータック	SH60BA	〃	1.0			
	小便器		〃	1.0			
	機能付便座	TCF6220	〃	1.0			
	手洗器等						
	労務費	便器関係 手洗器等	組 〃	1.0 1.0			
汚水ます設置関係	No.1 UTK	15×30	個	1.0			
	No.2 UT	15×34	〃	1.0			
	No.3 45YS	15×36(39)	〃	1.0			←浅、深を記入
	No.4 90L	15×44	〃	1.0			
	No.5 UT	15×50	〃	1.0			
	No.6 45DR	15×64(148)	〃	1.0			
	公共ます	20×130(140)					
管布設関係	VU100	屋外埋設	m	〇〇.〇			
	VU100	屋内埋設	〃	〇〇.〇			
	VU75	屋外埋設	〃	〇〇.〇			
	VU75	屋内埋設	〃	〇〇.〇			
			〃				
その他							
便槽処理費		式					
直接工事費計		—					
諸経費		%					
設計調査費		式					
小計		—					
消費税		%					
合計							

給水工事費		式				
大工工事費		式				
総合計						

様式第10号(第6条関係)

排水設備等設置確認申請書記載事項変更届

年 月 日

石巻市長 (あて)

届出人住所
 (申請者) ※工事指定店ではなく申請者
 氏名
 (電話)

年 月 日提出した排水設備等設置確認申請書(確認番号 排水 第 号)
 除害

の記載事項に変更がありますのでお届けいたします。

変 更 前	変 更 後
別紙1のとおり (申請時平面図等を添付) 図面・内訳書に【変更前】と明記	別紙2のとおり (しゅん工予定平面図等を添付) 図面・内訳書に【変更後】と明記
変更の理由 ※参考理由：(既設基礎・外構工事・屋内配管・○○○○)等の都合により、設計変更が必要となった為。	

○ ○		年 月 日					
		上記のとおり届出がありました。					
処 理	. .	取 扱 者	課 長	課長補佐	係長	係	文書審査
摘 要							

排水設備等しゅん工届		年 月 日
石巻市長	(あて)	
	申請者 住所 氏名 (電話)	
年 月 日	排水設備等を次のようにしゅん工しましたのでお届けします。	

排水設備工事が完了した
日を記入する。

申請者の住所（住居表示）氏名
を正確に記入する。

※ しゅん工届に関するその他の記載事項については、『排水設備設置確認申請書』に準ずる。

※ 添付書類：案内図・排水設備平面図・設計内訳書

(グリーストラップを設置する場合は別途、流量計算書、選定基準書、G T図面が必要)

◎排水設備平面図

※ 排水設備平面図記載上の注意事項

- 1) 原則として、汚水管（表示部分等を含む）は赤で記入すること。
- 2) 施工部分は実線で、既設部分は破線で記入すること。
- 3) 勾配表記に関してはP 1 2『排水設備平面図 記載例』を参考に記入すること。

様式第34号(第31条関係)

下水道使用開始等届

年 月 日

石巻市長 (あて)

届出人

住 所

氏 名

(電話)

次のとおりお届けいたします。

確認番号	排水第 号	開始等の区分 及び年月日	開始・休止・廃止・再開
	除害第 号		年 月 日
設置場所	石巻市		
義務者	住所 ※所有者、会社代表者他	氏名 (電話)	
使用者	住所	氏名 (電話)	
汚水の種類 1 家事用 2 営業用 3 工事用 4 浴場用 5 学校、病院その他 6 水洗便所	開始、再開の場合は、排水汚水量の算定基礎 1 業種() 2 水道(栓)、地下水(手動井、機動井) 3 人員(人) 4 浴槽の有無(有・無) 5 使用便器数 大便器(個) 小便器(個) 両用便器(個)	水道整理番号 町会コード 調定番号 枝番	
休止・廃止の 場合の理由			

<p style="text-align: right;">年 月 日起案</p> <p style="text-align: center;">上記のとおり届出がありました。</p> <p style="text-align: center;">起案者職・氏名 (印)</p>													
処 理	<table border="1"> <tr> <td>台帳記入</td> <td>課 長</td> <td>課長補佐</td> <td>係長</td> <td>係</td> <td>文書審査</td> </tr> <tr> <td>. . .</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	台帳記入	課 長	課長補佐	係長	係	文書審査	. . .					
台帳記入	課 長	課長補佐	係長	係	文書審査								
. . .													
摘要	指定番号〇〇〇 指定店名〇〇〇〇〇												

様式第1号（第5条関係）

石巻市下水道接続助成事業補助金交付申請書

年 月 日

石巻市長 (あて)

(申請者)
郵便番号 ー
住 所
氏 名
電話番号

下記のとおり石巻市下水道接続助成事業補助金の交付を受けたいので、石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第5条の規定により申請します。

記

1 設 置 場 所	石巻市
2 住 宅 所 有 者	
3 補助金対象経費	金 円
4 補助金交付申請額	金 円
5 工 事 完 了 日	年 月 日
6 添 付 書 類	(1) 排水設備等しゅん工届及びその添付書類の写し (2) 設置工事の経費が分かる見積書及び請求書の写し (3) 市税等に滞納がないことを証する書類 (4) その他市長が必要と認める書類

様式第4号（第7条関係）

石巻市下水道接続助成事業補助金交付請求書

年 月 日

石巻市長（あて）

（請求者）

郵便番号 ー

住 所

氏 名

㊟

電話番号

年 月 日付け石巻市（石下管）指令第 号をもって額の確定のあった石巻市下水道接続助成事業補助金を石巻市下水道接続助成事業補助金交付要綱第7条第1項の規定により、下記のとおり請求します。

記

1 請求金額	金 円			
2 振込口座 (郵便局は不可)	金融機関名	銀行 本・支店		
	口座種別	普通(総合)・ 当座・貯蓄	口座番号	
	(フリガナ)			
	口座名義人			

添付書類

- ・ 請求者と同一名義人の銀行口座の写し（上記振込先が確認できる部分）

その他注意事項

- 1 申請書時に添付した資料は、しゅん工届にも添付して下さい。(グリストラップ計算書等)
- 2 やむを得ず露出配管を施工する場合は、事前に相談していただき理由を平面図に明記して下さい。
- 3 申請書及びしゅん工届の平面図について、柵表示類は太字赤で勾配表示類は細字赤で記載して下さい。
- 4 既設公共柵がコンクリート製又はポリプロピレン製(タキロン)の場合は、塩ビ製公共柵に交換し費用は請求して下さい。
- 5 浄化槽撤去について、基本全撤去としますがやむを得ず一部残す場合は、処理方法を明確に写真撮影して提出して下さい。
- 6 既設建築物等を解体し更地にする場合は、公共柵接続部の後処理方法を明確に写真撮影し提出して下さい。
- 7 しゅん工届時に提出する平面図及び内訳書には、排水設備番号及び使用者を明記して下さい。
- 8 取付管工事と同時申請の場合は、取付管申請を先に行っているか確認して下さい。(同時申請は可)
- 9 取付管工事を他業者で施工する場合は、平面図に実線にて「他業者にて施工」と明記して下さい。
- 10 新たに設置した公共柵については、下水道本管の完成検査が完了していない場合がありますので事前に当課に確認して下さい。
- 11 排水設備等の技術的問合せについては、TELではなく図面資料等を持参し当課に来庁し相談して下さい。
- 12 浄化槽切替について、申請図及びしゅん工図には既設の浄化槽の設置位置を黒破線にて明記して下さい。
- 13 グリストラップ等除害設備について、清掃指導を徹底して下さい。(ホームページ参照)
- 14 居抜き店舗等を改修し営業する場合は、営業種類等明確にし排水設備確認申請を提出して下さい。(要除害設備等再検討)
- 15 宅内の床下で排水設備を合流させる場合は、床下点検口の有無、掃除口の有無、合流継手種類等を平面図に明記して下さい。(排水ヘッダー等含む)
- 16 下水道使用開始届について、業種欄の未記入が多くみられますので、記入の徹底をお願いいたします。
- 17 下水道接続補助制度及び融資あっせん制度を使用する場合は、申請時に必ず申し出て下さい。
- 18 現場事務所、仮設店舗等短期間の排水設備であっても、必ず申請して下さい。
- 19 やむを得ず公共柵の立上り管にHLS接続したい場合は、事前に相談していただき理由を平面図に明記して下さい。
- 20 ヘアー阻集器の設置について、大型店舗以外の自宅兼美容室及び理容室等は、洗髪台に付随しているヘアーキャッチャーの資料提出及び分離柵を代用することにより、ヘアー阻集器なしで許可する場合がありますので、ご相談下さい。

その他注意事項

- 21 申請書及びしゅん工届の押印(公印)について、簡素化を実施しております。ただし、工事に係る承諾欄は自筆又は社判と印鑑又は社印をお願いします。また、国、県、市については、担当部署まで明記して下さい。
- 22 各種提出書類について、旧式の書式を使わず最新の書式で提出して下さい。(ホームページから引用可)
- 23 指定店各位用メールボックスには、通知書類等も入れてありますので最低でも月1回の確認をお願いいたします。
- 24 しゅん工届の書類について、今までは厚紙で提出していただいていたのですが、普通紙での提出でも可能とします。
- 25 防護ふた(ハット)を使用する場合は、平面図に耐荷重も含め明記して下さい。
- 26 屋外に洗濯機を設置する場合は、下水道への雨水混入防止対策をして下さい。
- 27 屋外にグリーストラップ等の除害設備を設置する場合は、蓋などからの雨水混入防止対策をして下さい。

(令和6年度版)

石巻市排水設備設計施工の手引き (令和6年度版)

編集・発行	石巻市建設部下水道管理課
住所	石巻市穀町14番1号 (〒986-8501)
電話	0225(95)1111
担当 (内線)	
水洗化収納係	排水設備担当 内線 5688
〃	浄化槽担当 内線 5688
〃	使用料担当 内線 5694
〃	受益者負担金担当 内線 5696
維持管理係	取付管担当 内線 5685